

組織目標管理シート

問合せ先(電話番号) 025-226-1193

年度	令和4年度		
組織名(部)	こども未来部	組織名(準部・課・機関名)	こども政策課
組織の目的	本市の最重要課題の一つである少子化の克服に向け、結婚を希望する人への支援に取り組むとともに、新潟らしい地域力・市民力を活かしながら、すべての子どもが地域のなかで健やかに育ち、安心して子どもを産み育てることができるよう、日本一子育てにやさしい新潟市を目指します。		

作成日	令和4年5月13日
修正日	
評価日	令和5年5月18日

No.	部区 組織目標	組織目標	主な取組(事業)	指標						補足・参考指標	目標達成状況	評価
				項目(単位)	R1実績	R2実績	R3実績	R4目標	R4結果			
1	1	子どもが有する基本的な権利を保障し、全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまじづくりを推進します。	新潟市子ども条例の周知・啓発	市民アンケートにより新潟市子ども条例を知っている」と答えた人の割合(%)	—	—	—	25%	61.4%	新潟市子ども条例の周知・啓発に係る取組を進め、権利の主体である子どもや市民を対象としたアンケートを実施し、条例の周知状況を把握します。	新潟市子ども条例啓発用パンフレットを小中高校や保育施設、イベント等で幅広く配布し、市内小・中・高3,930人、おとな1,816人からWEBアンケートに回答してもらった結果、子ども条例を「内容まで十名前は)知っている」と回答した割合は61.4%となり、目標を上回る認知状況となりました。	達成
2	1	結婚を希望する男女の出会いの場を創出するとともに、結婚に伴う新生活を支援します。	婚活支援ネットワークを活用した効果的な出会いの場づくりの支援	結婚応援バス(サポート協賛店舗数)	—	—	121	180	134	・結婚応援バス(サポート)の協賛企業数を目標数確保し、地域全体で結婚を応援する機運を醸成します。 ・R3からR4.3までの協賛店舗数が121店舗であったため、その1.5倍の店舗数を目指します。	下期より、協賛店増加に向け業務委託による営業活用を行った結果、13店増加し合計134店となった。目標には届かなかったものの、バスポート利用者は1,200組を超え、地域を挙げて結婚を応援する機運の醸成は着実に進捗しています。	一部未達成
3			・結婚新生活支援事業(補助金)を活用した結婚支援	補助金申請時のアンケートにおける「本事業が継続されることで結婚の後押しにつながると思う」と答えた人の割合(%)	84	93	88	前年度以上	89.8%	令和5年3月17日時点で142件の申請を受理し、予算上限に達したため受付を終了しました。アンケートにおいて、結婚の後押しにつながると回答した者は89.8%となり目標を達成しました。また、結婚に伴う経済的不安の軽減に役立ったと回答している者は97.8%であり、本制度の目的を達成しました。		
4	1	本市の基準条例に適合するように、放課後児童クラブの狭あい化の解消を図るとともに、来所時の安全確保の観点から、学校内での整備を推進します。	・放課後児童クラブの狭あい化への取り組み ・教育委員会・学校と連携し、学校の余裕教室や体育館などの積極的活用を推進	ひまわりクラブ整備数(クラブ)	10	3	1	2	2	・R4年度整備予定:2クラブ(鳥屋野、東中野山) ・1人あたりの活動面積をおおむね1.65㎡以上を確保する。(新潟市放課後児童健全育成事業の設備と運営の基準に関する条例)	・鳥屋野、東中野山の2クラブについて、予定通り整備を進め、年度末に供用開始することができました。 ・教育委員会・学校と連携し、学校の余裕教室や体育館、グラウンドなどの積極的活用を行うことで、狭あい化解消に努めました。	達成
5	1	安心して過ごせる子どもの居場所として、子ども食堂の運営・開設を支援します。	・食材調達や衛生管理などによる子ども食堂の安定的な運営や新規開設に向けた支援	子ども食堂の開設数	29	33	44	51	49	・R1～R3実績の増加率からR4目標を算出(7か所/年)	環境部循環社会推進課と共同でフードシェアの取り組みを試験的に実施。8つの子ども食堂からの参加がありました。次年度以降、本格実施の予定です。	未達成
6		子どもの貧困対策を総合的に推進します。	・支援者向けの研修会の開催	民生委員・児童委員や子ども食堂ネットワーク情報交換会など支援者向け研修会の開催回数(回)	4	4	3	4	3		・5/17新潟女性会議での計画更新に関する説明会・9/15主任児童委員研修会に出席し、説明を行いました。 また、女性会議が主催する、アルザにいがたフォーラムでのワークショップにパネリストとして参加しました。	未達成
7	1	児童虐待の防止対策に取り組むとともに、社会的養護の体制の充実を図ります。	・児童虐待防止ネットワーク化 ・市立乳児院の管理運営 ・養育支援訪問事業 ・子ども家庭総合支援拠点運営	子ども家庭総合支援拠点設置後の学校園訪問回数	—	—	—	600	1,014	・児童福祉法第10条の2	年度当初は、訪問建言の説明のため、園長会議、校長会議での説明を行い、想定よりも多い結果で推移しました。学校園などからの相談件数は630件と前年度の2倍近い結果となりました。	達成
8			・ヤングケアラー支援 ・ヤングケアラーの認知度向上	「ヤングケアラー」という言葉を知っている」と回答割合	—	—	—	10%	21.7%	・(国)R2実態調査:6.3% ・(県)R3実態調査:8.3%	ヤングケアラーに関する研修会講師派遣等が3件(青少年育成員研修会、児童相談所職員研修、区社協会長連絡会議)、また研修用に購入したDVDの貸し出しなどがありました。県からの調査依頼も踏まえ、学校支援課主導でアンケート調査を1月から2月にかけて実施しました。(対象:小学校4年生～高校3年生)	

取り組みについて(今年度重点的に取り組む内容や目標設定の考え方など)	取り組みの結果について(評価内容と評価結果を踏まえた今後の方針など)
<p>令和4年4月から施行された「新潟市子ども条例」を幅広く周知・啓発し、子どもの権利が保障され、全ての子どもが豊かな子ども期を過ごせるまじづくりを進めます。</p> <p>結婚を希望する男女の出会いの場を創出するため、婚活支援ネットワークによる自主的な活動を支援していくとともに、協賛店で様々なサービスを受けられる「結婚応援 結(バスポート)」を発行し、地域全体で結婚を応援する機運を醸成していきます。また、結婚に伴う経済的負担を軽減するための補助制度により、新婚世帯を支援します。</p> <p>放課後児童クラブは、増加する利用児童数のニーズに対応するべく、引き続き、公設(ひまわり)クラブ施設の整備を行うとともに、学校内の余裕教室や体育館等の活用を進め、狭あい化の解消に努めます。また、来所時の安全確保の観点から、学校内での整備を推進します。</p> <p>子ども食堂については、安心して過ごせる子どもの居場所として、コロナ禍においても安定的に運営できるよう、また新規開設が進むよう、食材調達や衛生管理など様々な面で支援していきます。</p> <p>子どもの貧困対策については、子どもの未来応援プランの更新と共に、新・すこやか未来アクションプランへの統合を実施します。</p> <p>児童虐待防止、通告義務及び通告先の認知率向上のために、より広く効果的な広報・啓発に努めるとともに、支援に必要な家庭へは、養育支援訪問事業など支援事業の積極的な活用を図ります。また、今年度から設置された子ども家庭総合支援拠点の運営が円滑に進むよう、各区および児童相談所より連携が進むよう取り組んでいます。</p> <p>ヤングケアラー支援については、認知度向上のために、国、県などの施策を活用し、子どもやその保護者に向けた周知、啓発などを進めるとともに、各区の子ども家庭総合支援拠点を活用しながら、介護、障がい、教育、児童それぞれの分野と横断的な連携を進めます。</p>	<p>新潟市子ども条例を普及するため、子どもの意見を聴きながら子ども向けパンフレットを市内の全小・中・高校に配布するとともに、子どもの権利推進委員会を組織し、子どもの権利推進計画の策定に向けた取組を着実に進め、予定通り令和5年4月より計画を施行しました。</p> <p>婚活支援ネットワーク参画団体によるイベントの認定を行い、イベント開催の周知に係る広報支援を継続するとともに、結婚応援バス(サポート)の普及に係る取組を推進し、地域を挙げて結婚を応援する機運の醸成に取り組みました。また、結婚新生活支援補助金により、新婚世帯の新生活に伴う経済的不安の軽減を図りました。</p> <p>放課後児童クラブについては、鳥屋野・東中野山の2クラブの整備を年度末の供用開始を予定通り行うとともに、教育委員会や学校と連携し、学校内の余裕教室や体育館、グラウンドなどを積極的に活用することで、狭あい化解消に努めました。</p> <p>子ども食堂については、今年度補助金制度は設けておらず、県が実施する「つながりの場づくり支援事業」の活用を進めており、申請の際の書類整備などとの相談などに対応しました。また循環社会推進課が進める食品ロス対策と子ども食堂支援の連携について協議を継続的に行いました。</p> <p>子どもの貧困対策については、計画の更新作業およびR4の関連事業の進捗管理を行うとともに、子ども・子育て支援事業計画(アクションプラン)との統合を行い、子ども子育て会議で報告を行いました。</p> <p>児童虐待防止については、R4月から各区へ子ども家庭総合支援拠点が設置され、児童福祉専門相談員が多数配属となり、積極的な学校園訪問を実施しました。また児童相談所の協力を得て、新規配属された職員への研修機会の充実を図りました。</p> <p>ヤングケアラー支援については、認知度向上のために、国が発行したポスター、チラシなどの関係機関などへの配布を行いました。また、ヤングケアラーに関する講師派遣依頼が多数あり、直接講師として出向しほか、県のヤングケアラーコーディネーターへ講師依頼を行い、スクールカウンセラーへの研修を実施するなど、支援者への理解の向上に努めました。</p>

組織目標管理シート

問合せ先(電話番号) 025-226-1201

年度	令和4年度		
組織名(部)	こども未来部	組織名(準部・課・機関名)	こども家庭課
組織の目的	市民が安心して希望する人数の子どもを産み育てられる環境づくりを進めるために、妊娠、出産、子育て期における切れ目ない支援の充実に取り組みます。また、新型コロナウイルスの影響を強く受けている子育て世帯に対する経済的支援やひとり親家庭の自立に向けた支援を引き続き行います。		

作成日	令和4年4月27日
修正日	
評価日	令和5年5月1日

No.	部 組織目標	組織目標	主な取組(事業)	指標					補足・参考指標	目標達成状況	評価	
				項目(単位)	R1実績	R2実績	R3実績	R4目標				R4結果
1	2	妊娠、出産、子育て期における切れ目ない支援による母子保健の充実	・妊娠・子育てほっとステーションの全区展開・妊婦保健指導事業 ・こんには赤ちゃん訪問事業 ・股関節検診 ・産後ケア事業	こんには赤ちゃん訪問未実施者の把握率(%)	100	100	100	100	100	新潟市まち・ひと・しごと創生総合戦略KPI(2020年) 家庭訪問等による育児状況の確認 100%の維持	・新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、股関節検診などの機会を捉えて母子の状況確認を行うとともに、その後の必要な支援につなげました。	達成
2	2	妊娠、出産、子育て期における切れ目ない支援による母子保健の充実	・妊娠・子育てほっとステーション各種検診会 ・乳幼児健康診査のあり方検討会 ・母子保健関係機関意見交換会	庁外の関係機関との会議、検討会、意見交換会等の回数(回)	-	-	-	21	27	官民連携した、地域ぐるみの子育て支援策の充実を目指す。	・各区と調整を図りながら、連携会議や研修会、事例検討会を実施するなど、子育て関係機関との情報共有及び連携強化を図りました。	達成
3	2	ひとり親家庭の自立支援の促進	・ひとり親家庭等就業自立支援センター事業 ・自立支援プログラム策定事業 ・自立支援教育訓練給付金事業 ・高等職業訓練促進給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業の受給者で資格を取得した人のうち、資格を活かして就職した人の割合(%)	100	100	100	100	100	新・すこやか未来アクションプラン第2期	・高等職業訓練促進給付金受給者のうち、今年度卒業者は9名。 ・資格を取得し、その資格を活かし就職できるよう、指導助言を行いました。	達成
			・養育費履行確保事業 ・養育費相談	児童扶養手当受給者の養育費受給率(%)	27.22	27.69	29.48	32.00	31.22	養育費履行確保事業をR4年度新規事業として実施	・養育費履行確保事業の申請者は18名いました。養育費受給率は前年比1.74%増加しましたが、目標には届きませんでした。 ・今後も、養育費の受給率向上のため、養育費の重要性について周知、啓発に取り組んでいきます。	未達成
4	2	関係機関との連携による子育て支援策の推進	・児童手当 ・児童扶養手当 ・母子父子寡婦福祉資金貸付 ・妊産婦及びこども医療費助成 ・こんには赤ちゃん訪問事業 ・乳幼児健康診査 他	区役所、出張所担当者との会議、研修会を実施した回数(回)	28	29	32	32	35 (給付12・母子23)	新・すこやか未来アクションプラン第2期	・区役所など担当職員向けの業務説明会、担当者会議等を計35回実施しました。 ・意見交換会などを通じて各区の事例等、情報共有を行い、本庁と区役所の連携強化を図りました。	達成

取り組みについて(今年度重点的に取り組む内容や目標設定の考え方など)	取り組みの結果について(評価内容と評価結果を踏まえた今後の方針など)
<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍においても、市民が安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠期から子育て期における切れ目ない支援体制を構築します。 ・各区に設置した妊娠・子育てほっとステーションにおいて、子育て世代包括支援センターの看護職、子ども家庭総合支援拠点の児童福祉専門員、保育コンシェルジュ等との内部連携及び地域の関係機関との連携に努めるとともに、市民に分かりやすく理解していただけるよう、積極的に市民へ情報発信を行います。 ・乳幼児健康診査のあり方検討会を開催し、切れ目のない支援や、集団健診の方向性について検討するとともに、障がいの早期の気づき・支援につなげるよう、健診内容の充実に努め、身近な地域での子育て支援を充実させます。 ・子育てに対する経済的負担を軽減するために、特に世帯の約5割が経済的に困難な状況にあるひとり親家庭の自立に向けた就労支援や養育費の確保支援を促進します。 ・市民が子育てに関する情報を正しく得られ、適切なサービスを受けられるよう区役所窓口対応のさらなる質の向上を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中でも、安心して妊娠・出産・子育てを行えるよう、各区の妊娠・子育てほっとステーションにおいて、子育て情報の発信や各種母子保健事業を進めるとともに、今年度はほっとステーションの支援強化事業や乳幼児健康診査のあり方検討会、健診従事医師の研修会を実施し、関係機関との連携強化、相談・支援体制の強化に取り組みしました。また、令和4年度二次補正で新規に国が創設した、「出産・子育て応援事業」を活用し、にいがたスマイルギフトの支給を開始するとともに伴走型相談支援の体制整備に取り組みしました。 ・ひとり親家庭の安定した就職と自立を促すため、母子父子自立支援員による就労相談を行ったほか、就職に有利な看護師・保育士等の資格取得の支援などに取り組みしました。 ・今年度から養育費履行確保事業を開始し、ひとり親家庭の子どもの安定した養育環境の確保に取り組みしました。 ・コロナ禍による影響が著しい低所得の子育て世帯に対して、特別給付金(児童1人あたり5万円)を支給するとともに、原油価格・物価高騰による小中学校や保育施設等の給食費の値上げなどを踏まえ、市内の中学生以下の子ども全員に1人あたり1万円の商品券を支給し、物価高騰の影響を受けた子育て世帯全体を支援しました。 ・今後も引き続き、関係機関・団体との連携を強化しながら、「子ども・家庭・地域に笑顔があふれるまち にいがた」の実現に向けた取組を展開してまいります。

組織目標管理シート

問合せ先(電話番号) 025-247-6531

年度	令和4年度		
組織名(部)	こども未来部	組織名(準部・課・機関名)	児童発達支援センター
組織の目的	児童福祉法に定める福祉型児童発達支援センターとして、発達が気になる子どもやその家族に対して専門性を活かした支援を行うほか、地域の支援力向上の取組や関係機関との連携により、重層的で切れ目ない支援を行います。		

作成日	令和4年4月27日
修正日	
評価日	令和5年5月1日

No.	部 区 組織目標	組織目標	主な取組(事業)	指標						目標達成状況	評価	
				項目(単位)	R1実績	R2実績	R3実績	R4目標	R4結果			補足・参考指標
1		質の高い療育や相談を行うため、センター職員の専門性の向上を図ります	・通所支援事業 ・保育所等訪問支援事業 ・心理職による発達検査と専門員職による発達相談	実践的な参加型研修や実習への参加(件)	18	35	79	79	83	・外部機関での実習、センター内での実践・参加型職員研修などを行います。	・実践的な参加型研修を企画・実施するとともに、積極的に資格取得に取り組み、専門性の向上を図りました。	達成
2		保護者の発達障がいへの理解促進と困り感に対する丁寧な支援を行います	・児童発達支援事業 ・発達相談事業	保護者向けに開催した講座や座談会	27	20	46	43	58	・ペアレントトレーニングなどの講座やこころトークルームなどの座談会を通じ、理解促進と合わせて保護者交流も図ります。 ・感染症対策を踏まえてオンライン開催を交えることで、1回あたりの受講定員を増やし、参加機会の拡大を目指します。	・ホームページに掲載のほかLINEを活用して広報を行い、潜在的に支援が必要な人に対する早期支援につながるよう工夫して保護者講座を実施しました。 ・またオンライン開催とすることで、受講定員を拡大し、参加機会を拡大しました。	達成
2		身近な地域で適切なサポートが受けられるように地域の支援力を高めます	・地域支援事業 ・発達支援コーディネーターとなる保育士の養成	発達支援コーディネーターの育成数(人)	67	29	32	60	62	・発達障がい児が身近な地域で健やかに過ごせるよう、令和4年度からは保育士等の支援者育成研修もセンターで実施し、技術向上までを一連にとらえた研修を通じ、地域の支援力向上を目指します。	・オンライン開催を交えるなどの工夫を行い感染禍でも学びや情報交換の機会を確保し、支援者育成に取り組み、育成数は感染禍前の水準に達しました。	達成
3			・保育所等訪問支援事業 ・地域移行支援 ・巡回相談支援事業	アウトリーチ型支援の実施(延べ件数)	569	628	673	624	777	・保育園等への発達支援コーディネーターの配置増により、園内の支援体制が強化され、センター職員による直接の支援は減少が見込まれますが、令和3年度に訪問先に加わった放課後児童クラブも含め、対象児童への対応や環境調整について切れ目ない支援を引き続き行います。	・児童への対応や環境調整について関係者とともに考え、提案するなどし、集団生活において児童が抱える困り感を軽減し、地域の園等で児童が安心して過ごせるよう支援を行いました。	達成
4		早期の気づきと切れ目ない支援を行うため、関係機関との連携を強化します。	・障がい児相談支援事業 ・発達相談事業 ・保育所等訪問支援事業 ・通所支援事業	学校関係機関への訪問や連絡・協議(延べ件数)	-	111	134	134	135	・就学前後の子どもと保護者の不安感解消と適切な支援継続のため、学校との連携を強め、重層的な支援を行います。	・連絡会などを実施し、学校や支援センターなどとも情報共有を図り、連携して児童等の支援を実施しました。	達成

取り組みについて(今年度重点的に取り組む内容や目標設定の考え方など)	取り組みの結果について(評価内容と評価結果を踏まえた今後の方針など)
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズを的確に捉え、個々に合った適切なサポートができる体制を強化するために、専門職員(保育士、言語聴覚士、心理士、社会福祉士など)に実践を交えた研修を積極的に行い、専門性の向上に努めます。 ・保護者への丁寧な相談支援や情報提供を行い、保護者が安心してできる環境を整えるとともに、家庭においても子どもと適切な関わりがもてるよう、保護者の障がいへの理解促進と養育力向上に繋がる支援を行います。 ・地域で活動する支援者に対して巡回相談や講座を実施し、より具体的に有効な支援についての情報を提供しながら、身近な地域の施設等で障がい児が適切な支援を受けることができるよう、体制を整え、地域の支援力の向上を図ります。 ・子どもたち一人一人に切れ目ない支援が提供できるよう、連絡会や協議会などを通して、教育機関を含めた関係機関と連絡を密に行い、連携を深め、重層的な支援体制を強化していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実践的な研修や実習を経験することで、職員の仕事に向き合う姿勢や意識が高まり、業務に活用しています。また、積極的に資格取得の研修等に参加し、センター機能の維持向上に取り組みました。 ・必要な人に必要な情報や支援を提供できるよう、保護者講座の内容や対象、周知方法などを検討し、困り感に対する丁寧な支援を行いました。 ・地域で活動する支援者に対して巡回相談や講座を実施し、より具体的に有効な支援についての情報を提供するとともに、支援者同士の情報交換や交流の機会を設け、支援体制の構築、連携を図り、地域の支援力の向上に努めました。 ・子どもたち一人一人に切れ目ない支援が提供できるよう、連絡会や協議会などを通して、教育機関を含めた関係機関と連絡を密に行い、連携を深めました。

組織目標管理シート

問合せ先(電話番号)	025-230-7777
------------	--------------

年度	令和4年度		
組織名(部)	こども未来部	組織名(準部・課・機関名)	児童相談所家庭支援課
組織の目的	要保護児童対策地域協議会など関係機関と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況を的確に捉え、個々の子どもや家庭にもっとも効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること。		

作成日	令和4年5月9日
修正日	
評価日	令和5年3月31日

No.	部区 組織目標	組織目標	主な取組(事業)	指標					目標達成状況	評価		
				項目(単位)	R1実績	R2実績	R3実績	R4目標			R4結果	
1		家庭的な養育環境としての里親の普及を促進し、子どもに応じた養育環境を提供します。	・里親制度の市民啓発、新規登録 ・里親支援事業の構築 ・市報にいがたの掲載、リーフレットの配布、設置、SNSを活用した広報活動 ・里親相談会、制度説明会の拡充 ・里親講演会(体験発表会)の開催 ・委託里親向けアンケートの実施 ・里親登録に向けての研修の実施 ・登録里親の資質向上のための研修実施	養育里親研修申込者数(組)	29	36	24	30	37	○里親委託率 R3年度 55.8% ○中学校区別登録里親充足率 R3年度 82.1%(46/56) 1校区増加するには、2組以上の登録が必要という条件設定をし、毎年2校区ずつの増加を目指しています	・今年度は37組の研修申込みがあり、内20組が里親登録に至りました。 ・市報やSNSを活用した広報活動や、今年度から毎月2区で里親制度説明会を設営したほか、国の広報予算を活用したTVCM放映等、新たな試みを行い、少しずつ登録に向けた研修への参加者数が増えてきています。 ・里親等委託率は53.2%、中学校区別登録里親充足率は80.3%でした。今年度は新規で一時的保護委託を行う里親数が増加しており、今後の里親等委託率増加につなげていきます。	達成
			・委託里親向けアンケートの実施 ・里親登録に向けての研修の実施 ・登録里親の資質向上のための研修実施 ・家庭訪問等による委託里親への支援拡充	研修実施数	9	13	12	26	30	○里親認定に向けての研修6回(基礎研修3回、登録前研修3回) ○更新研修2回 ○認定里親向け研修12回(定期) + 10回(追加)	今年度里親認定に向けた研修6回、更新研修2回、登録里親、委託里親向けの研修をテーマ別に計22回実施しました。今年度の里親支援アンケート調査において研修の評価が5段階評価で4.0と調査開始以来初めて4以上の評価となりました。近年、発達特性のある児童を委託するケースが増えてきており、次年度以降も里親の資質向上のための研修の実施や未委託里親向けの研修の計画も行っていきます。	達成
3		児童福祉法における家庭養育原則に基づき、子どもたちが、できる限り住み慣れた在宅および地域での生活が継続できるよう、その推進を図ります。	児童福祉司指導措置や継続指導を採っている家庭について、保護者や児童の抱える課題に適切にアプローチし、関係機関と連携して支援を行い、主訴の解消と養育環境の改善を行います。	児童福祉司指導措置や継続指導を採っている家庭についての支援最終率(%)	20.5%	19.2%	16.50%	20.6%	25.5%	児童福祉司指導措置の解除及び継続指導の最終(養育環境の改善等) R1年度 60件/292件(児福司18/111、継続42/181) R2年度 63件/328件(児福司23/117、継続40/211) R3年度 55件/334件(児福司17/117、継続38/217)	R5.3.31現在で、児童福祉司指導措置の解除については24/117件、継続指導の最終については57/200件を見込んでいます。	達成
4		児童福祉法により児童は権利の主体であると明記され、適切な養育を受け、健やかな成長、自立等を保証される権利を有することから、児童虐待通告を受けた児童の家庭に対し、確実な調査を基にアセスメントを行い、児童虐待の再燃を防止します。	一時保護を実施した、または当所が継続的に関わる児童・家庭に対し、確実なアセスメント調査、家族再統合プログラム等を導入し適切な助言等を行います。 また、増加する虐待対応件数について、専門機関としての能力を発揮するため、専門性の上と区役所との協働を目的とした研修を実施し、増加率の低減を図っていきます。	一時保護をした児童について早期にアセスメント調査を行い、方針を1ヶ月以内に立てた件数の割合(%)	52.7%	48.3%	52.4%	55.0%	90.5%	虐待対策係が対応した一時保護件数のうち、一か月以内に方針を出した件数 R1年度 68/129 R2年度 43/89 R3年度 55/105	R5.3.31現在、虐待対策係が対応した一時保護した児童106件に対して、一か月以内に方針を出した件数は96件であり、その割合は90.5%でした。	達成
5				虐待で一時保護をした児童の家庭に対し、サインズ・オブ・セイフティを実施した数(件)	25	21	32	35	22	前年度と当年度の虐待対応の伸び率 H30年度 888件→R元年度 1,122件(26.4%増) R元年度 1,122件→R2年度 1,272件(13.4%増) R2年度 1,272件→R3年度 1,431件(速報値)(12.5%増)	R5.3.31現在、虐待で一時保護した児童92件に対して、サインズ・オブ・セイフティを実施した件数は22件でした。	達成

取り組みについて(今年度重点的に取り組む内容や目標設定の考え方など)	取り組みの結果について(評価内容と評価結果を踏まえた今後の方針など)
<p>児童福祉法の理念に基づき、児童の最善の利益を優先し、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保証していきます。</p> <p>里親養育支援児童福祉司を中心に広報等による里親の開拓、対象児童とのマッチング、委託措置以降の支援を丁寧に行い、里親登録数の増加と共に、研修を充実させ、里親の専門性を高めていきます。特に近年、家庭での養育が困難な児童の中には、障がいや特性が強いことを理由に、家庭養護を第一とすつも、家庭や里親では養育が困難な児童もいます。そのため、出来る限り家庭と同等の養育環境において継続的に養育されるよう、特に、里親制度の市民啓発に努め、里親登録者の増加と委託里親への支援の強化を図り、児童の健全な成長に必要な家庭的な養育環境の提供を重視し、里親委託を積極的に推進します。</p> <p>また、すべての子どもの権利を擁護するため、児童相談所において区支援児童福祉司を新たに配置し、今年度、区に設置された子ども家庭相談支援拠点を中心に、福祉、教育、医療、保健、司法と多岐にわたる領域の関係機関と連携して、児童やその家庭、および妊産婦に関する支援を側面的に支援し、在宅支援の強化を図ります。当所が継続的に支援する家庭についても、適切な見立てを行い、家族再統合プログラム等で各家庭に効果的な直接的支援や、関係機関との連携による間接的な支援により、子どもが地域や家庭で適切な養育を受け、健やかな成長、自立等、こども条例に則った支援の構築に取り組めます。</p>	<p>養育里親研修の申込者数は目標を達成し、研修も昨年度の倍以上の回数を実施することが出来ました。回数だけでなく、内容についてもより里親のニーズに合うものを工夫し、満足度についても過去最高の満足度を達成しています。里親登録者数も20組と確実に増えていますが、反面、里親委託率は53.2%と減少しており、現状、児童相談所が関わるこどもの対応が複雑困難化しており、難しいことをいかに里親委託していけるかが、課題となっています。今年度は国の予算においてCM放映経費が事業採択されましたが、今後も市報等の活用を含め里親の周知を図る方策を引き続き検討し実施します。</p> <p>また、在宅において児童相談所が支援をしているケースについて、家族再統合プログラムや関係機関との連携によって、課題を改善し、その関りを終結することができたケースも増やすことが出来、児童福祉司の増加とともに職員専門性向上を目指した研修を充実させ、さらに円滑なケースワークを実施していきます。</p> <p>子どもの権利擁護の推進の一環として、一時保護された児童の早期の一時保護解除を目標に、方針決定を1か月以内とし、達成することが出来ました。特に虐待を事由とした一時保護について、アセスメント力を高め、子どもへの負担を最低限にするよう、今後も職員のスキルアップを図り、各区分や教育機関等の関係機関と連携し、区を中心とした虐待防止の支援体制の構築を目指します。</p>

組織目標管理シート

問合せ先(電話番号) 025-230-7777

年度	令和4年度		
組織名(部)	こども未来部	組織名(準部・課・機関名)	児童相談所こども相談課
組織の目的	児童や家庭等への支援に際し、専門的な技術を活かして児童の状態や家庭の養育力を見立て、所の支援方針決定にフィードバックします。新潟市子ども条例の施行を踏まえ、子どもの権利擁護を念頭に置いた一時保護児童のケアを行います。また、身体障がいや知的障がいを持つ方について、支援や生活の基本となる障がい者手帳や補装具、更生医療等の判定を行います。		

作成日	令和4年5月12日
修正日	
評価日	令和5年3月31日

No.	部区 組織目標	組織目標	主な取組(事業)	指標						目標達成状況	評価	
				項目(単位)	R1実績	R2実績	R3実績	R4目標	R4結果			
1		要支援・要保護児童とその家族に寄り添って継続的に支援できるよう、総合支援拠点が設置され、より身近な相談窓口となった区役所との連携を強化し、相談体制の充実と支援の質の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・区の児童福祉相談担当職員向けに下記研修を開催。教育機関や医療機関職員への参加を依頼し、様々な機関との連携強化を図る。 ・児童相談所での事例検討 ・グループワークによる職員間の意見交換 	研修受講後アンケートの平均意識満足度(点) 評価:5点満点 研修受講1か月後アンケートの平均行動変容度(点) 評価:5点満点	—	4.5	3.8	4.0	4.2	虐待相談対応件数のうち、福祉事務所が経路に含まれる相談数 福祉事務所 虐待対応件数(件) H29年度: 152 676 H30年度: 116 888 R1年度: 116 1,122 R2年度: 90 1,272 R3年度: 129 1,431 R4年度: 150 1,570 (速報値)	全6回の研修を年間計画通りに実施することができ、目標の数値も達成しました。区担当職員他、教育機関職員からの参加が多くなり、事後アンケートによる研修満足度は高い結果を得ることが出来ました。また、毎回、グループワークを伴う事例検討を行ったことで、参加者からは「児童業務の理解が進んだ」「相談や情報共有がしやすくなった」「関係機関を身近に感じるようになった」という肯定的な意見が多く、研修の有効性と児相と区との連携強化の必要性を再認識しました。	達成
2		児童の健康的な成長発達や自立が図られるよう、それぞれの児童に適した支援を行うとともに、児童に係る職員の資質向上を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの児童に適した心理検査や心理療法、並びに個別支援の実施。 ・児童についての見立てだけでなく、児童や児童の関係者への効果的な支援に繋がる研修を実施。 	一時保護児童に対し、心理検査、性格等の検査、個別支援を実施した割合(%) (上記を実施した児童/年間一時保護児童数×100) 専門性向上のための研修を実施した回数及びその参加延人数(所内・児童福祉施設等対象)(回数及び人数)	—	—	76.2	77.0	66.5	一時保護を実施した児童数(一時保護所+里親等委託) R1年度 360(人) R2年度 370 R3年度 369 R4年度 457	心理検査、個別支援を実施した一時保護児童の割合は前年度よりも減少しました。個々の児童の状況により、一時保護期間が短期間になる場合も多く、退所後に通所による検査等を実施したためと思われまます。専門性向上研修は、昨年よりも内容が豊かになり、相談所全体の職員が増加していることから、開催回数、参加者数ともに大きく増加し、目標を達成しました。	一部未達成
3		一時保護において、子どもの権利を子どもに適切に説明し、人権に配慮した支援の実施、子どもの意見表明の機会を確保する。また、整備中の一時保護所の供用開始に向け、必要な体制整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの権利保障に係る取り組みを改善する。 ①権利保障に関する研修会・勉強会の実施 ②子どもアンケートの実施 ③子ども会議の実施 ○新施設の来年度からの稼働に向けた必要な体制整備を行う。 ・一時保護所の日課や児童対応マニュアルの改訂 ・「一時保護所のしおり」の見直し ・ボランティア活用による職員体制整備の検討 	子ども権利保障に係る取り組みを実施した回数(回) 平均一時保護日数 一時保護延日数/保護児童数(日) (前年度から引き続きの在所有者、委託を含む)	—	—	—	20	24	○一時保護ガイドライン(厚生労働省)3子どもの権利擁護 4一時保護の環境及び体制整備等 ○新潟市子ども条例第14条 学び・育ちの施設における保障 ○定員超過日数(参考) R2 85日 R3 271日 R4 273日	今年度は、児童の権利保障に係る取組みを実施しました。職員自身の意識向上のための研修を11回、児童の考え、意見表明のための子どもアンケートを6回、子ども同士のトラブル解消や生活上のきまりなどへの意見を話し合ったりするための子ども会議を3月までに全体で7回実施し、目標は達成しました。これらの取組みにより、職員はこれまで以上に意識的に子どもの立場になって考え、児童にとっては職員が自分の意見を丁寧に傾聴し、やりとりする経験を通して、互いに信頼関係を築き、適切な他者との関わり方を身に付ける契機となっています。平均一時保護日数は、帰住先が決まらずに保護が長期化する児童と、短期間で保護解除となる児童が約半数ずつの状況でした。また定員を超過する日が続き、12月末までに256/275日となっています。	達成
4		療育手帳及び身体障がい者手帳の新規交付申請について、申請受理から交付までの期間を短縮し、サービス利用の迅速化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳交付業務 ・身体障がい者手帳交付業務 ・更生相談所のある方の検討 	窓口申請日から交付日までの平均日数(日) 「療育手帳」 同上 「身体障がい者手帳」	39.6	34.3	38.9	36.0	38.2	各手帳新規交付件数(月平均件数) 療育手帳 身障者手帳 R1年度: 21.8 172.2 R2年度: 16.7 159.1 R3年度: 20.2 161.8 R4年度: 17.5 159.8	療育手帳は、コロナ禍の影響などのため、申請者の都合による判定日の延期を希望するケースを除けば、概ね30日未満で申請から交付を行うことができていますが、全体としては目標に届かない日数での交付となりました。	未達成
					40.5	31.9	32.5	31.5	33.9	身体障がい者手帳は、申請書に添付の診断書内に軽微な不備が多く、判定前に返戻することで時間のロスになっていることが多かった。今後、区が当所への申請書類進達前に不備の発見や対処ができるよう、受付業務について研修実施を検討します。	未達成	

取り組みについて(今年度重点的に取り組む内容や目標設定の考え方など)	取り組みの結果について(評価内容と評価結果を踏まえた今後の方針など)
すべての児童が適切に養育され、心身の健やかな成長や発達並びに自立が図られるよう、児童相談所の相談窓口として専門的な知識や技術を活かし、質の高さを求めた支援を目指して、所の支援方針決定に繋がります。 市民にとってより身近な区の窓口と連携し、互いの強みを活かしながら、家庭や関係機関等に働きかけ、児童や家庭を継続的に支援する体制を強化します。 一時保護児童に対し、児童心理司の持つ専門的な技術を積極的に活かした支援を行います。また、所全体の専門性の向上を目指した研修を実施します。 一時保護を実施した児童について、一時保護所における権利の説明や人権にさらに配慮した支援を行い、児童が自身の意見を表明できる機会を増やす取り組みを行います。 知的障がい、身体障がいのある方の福祉サービス利用が速やかに可能となるよう、療育手帳及び身体障者手帳の新規申請から交付まで、適切な期間内で処理するよう努めます。	区等との連携強化研修は、今年度より、子ども家庭総合支援拠点が各区に設置されたこと、教育委員会との連携の必要性から、研修案内をしたところ、新たに着任した相談員や教育委員会から多くの出席があり、事例検討を通して相互に学び合うことができました。 一時保護児童に対する児童心理司の専門的な関わりは、多様化する一時保護児童の状況から数値としての目標は未達成ですが、短期間の一時保護解除後に通所で心理検査や面接を実施することも多いため、内容としては達成しています。また、心理司が講師となって行う研修は、昨年よりも種類が増え、参加者も増加し、児童や家庭へのよりよい支援を行うための自己研鑽の機会となっています。 一時保護児童の権利擁護の取り組みについては、外部講師を招いての職員研修を行うなど職員の意識向上を図るとともに、一時保護児童が自身の考えや意見を表明できるように、アンケートや子ども会議を実施しました。今後は、この取り組みが定着していくよう、継続していきます。 障がい者手帳の交付期間短縮については、今後も事務の見直しや担当者間の連携を継続し、可能な限り短い期間で交付できるよう努めます。

組織目標管理シート

問合せ先(電話番号) 保育課(025-226-1214)

年度	令和4年度
組織名(部)	こども未来部
組織名(準部・課・機関名)	保育課
組織の目的	共働き家庭の増加等に伴い、保育ニーズは増加するとともに多様化してきました。一方、施設の老朽化や人材不足への対応等、保育環境の改善が求められています。そのため、今後の保育ニーズの増減を見極めながら、待機児童を出さないことを基本に、安全かつ良好な教育・保育環境の確保と質の向上を図るとともに、多様な保育・子育てニーズへの対応に努め、子どもが笑顔で育つまづくりを目指します。

作成日	令和4年4月1日
修正日	
評価日	令和5年3月31日

No.	部区 組織目標	組織目標	主な取組(事業)	指標					目標達成状況	評価			
				項目(単位)	R1実績	R2実績	R3実績	R4目標			R4結果	補足・参考指標	
1	3	地域の実情に応じて、保育園等の適正配置を図るとともに、多様な保育サービスの拡充を行います。	・保育ニーズの増減を見極め必要な教育・保育定員を確保しながら、老朽化した市立保育園の適正配置等を推進し、保育環境の改善に努めます。また、必要な保育人材の確保を進めます。	待機児童数(国定義)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	3次募集完了後集計	【閉園合意施設と閉園予定時期】 ・R7年度末:山ノ下(東区)、大江山(江南区) ・R8年度末:大山(東区)	一部未達成
				閉園に向けて合意に至った市立保育園の園数	0園	2園	2園	2園	3園				
				保育士宿舍借り上げ事業の実施件数	-	8件	18件	38件	24件	継続15件、R4新規9件、計24件			
2	3		・「子ども・子育て新制度」「幼児教育・保育の無償化」等により増大した、保育関連事務(認定、給付等)を集約・委託化し、業務効率化を図ることで、きめ細かな保育サービスの充実と保育の質の確保・向上に向けた体制を整えます。	業務委託化の検討・実施	派遣導入	業務調査の実施及びマニュアルの作成	業務委託化にむけて本庁と区の業務整理及び調整	業務委託化にむけて派遣職員の業務体制の整備及び調整	業務委託化にむけて派遣職員の業務体制の整備及び調整	・R1:人材派遣の導入 ・R2:事務集約・委託化に向けた業務調査を実施 ・R3:本庁と区の業務整理及び調整 ・R4:事務集約、R5委託化に向けた派遣職員の業務体制の整備及び調整 ・R5:委託化	【委託化に向けた業務整理】 ・実施体制案の協議及び策定 ・マニュアル検証・修正 ・RPA等による業務改善 【庁内調整】 ・組織・人員協議(総務) ・予算協議(財務部)	達成	
				保育の相談にかかる専門人材(保育コンシェルジュ)の配置	-	-	-	12人	12人	東・中央・秋葉・西:各2人 北・江南・南・西蒲:各1人			
3		就学前児童に対する教育・保育の質の向上に取り組みます。	・連携拠点園を中心に、域内施設間の連携を深め、各施設の質の向上に向けた取り組みを支援します。	指導保育士による民間施設訪問回数(監査を含む)	-	-	-	1施設1回以上/年	1施設1回以上/年	・民間施設数208(認可外を除く) ・指導保育士12人:1人当年間のべ17.3回(月平均1.4回)以上	【計画外の事業】 ・バス送迎に当たっての安全管理に関する実地調査(実施期間:R4.9~11、対象施設:78カ所)	達成	
				子育て支援員研修	-	-	-	実施	実施	R4重点事業			
				教育・保育内容に関する園評価の公表実施施設の割合	-	-	57.40%	60%	61.30%	・R6年度目標:70% ・評価状況を把握し、好事例を紹介			
4		安定した保育園等の運営のために、保育料収納率の向上を図ります。	・各区・園と連携した納付勧奨の強化	保育料収納率(現年度)	99.4%	99.4%	99.5%	前年度以上	99.4% (4月末決算見込時点)	・保育園分(0歳~2歳)	未達成		

取り組みについて(今年度重点的に取り組む内容や目標設定の考え方など)	取り組みの結果について(評価内容と評価結果を踏まえた今後の方針など)
<p>本市では、年度初めの国定義の待機児童ゼロを達成していますが、保育ニーズは増え続けてきたことや、特に年度途中の低年齢児においては、希望する施設への入園が難しい状況があることから、私立園の整備支援等により、必要な教育・保育定員の確保に取り組んできました。一方、4月の入園児童数が令和3年度に初めて減少に転じたことから、今後は今まで以上に保育ニーズの増減を見極めながら、市立園の閉園等、施設の適正配置を進めるほか、R2に開始した宿舍借り上げ事業、R3に開始した修学資金貸付事業の更なる周知により、保育士の県外や他業種への流出の抑制し、必要な保育人材の確保を進め、教育・保育環境の改善に取り組めます。</p> <p>さらに、限られた人員・資源を活用しながら、きめ細かな保育サービスの充実と質の確保・向上に向けた体制を整えるため、保育課及び区役所健康福祉課職員が行っている大量の事務を集約し、外部人員による事務遂行体制の構築を進めます。</p> <p>事務集約により市民サービスが低下することがないよう、各区の妊娠・子育て・ほっとステーションに、保育コンシェルジュを配置し、入園未決定者のアフターフォローを含む、適切な保育サービスへのマッチングなど、保護者に寄り添った支援を行います。</p> <p>R4年度から設置した連携拠点園を中心に、指導保育士による民間施設への訪問、園評価の取り組み支援等を通じて、施設間の連携を深めながら、市全体の質の確保・向上に向けて取り組みます。</p> <p>また、保育料に関して、R3に開始した児童手当からの申出徴収やR4から導入するコンビニ・キャッシュレス決済に加え、納付お知らせセンターによる納付勧奨等により、収納率の向上を図ります。</p>	<p>新年度入園に向け、保育園等の整備による定員確保に努めたこと、また、保育園等の入園を決定する「利用調整」にAIを活用するなど、迅速かつきめ細かな対応をしたことで、令和5年4月1日における待機児童はゼロとなりました。</p> <p>また、老朽化した市立保育園の適正配置を進め、新たに3園の閉園について合意に至るとともに、令和5年度からの第2次市立保育園配置計画を策定し、今後の保育ニーズを見据えた取組方針を定めました。</p> <p>保育関連業務の業務委託化に向けては、保育課及び区役所健康福祉課職員が行っている事務を集約し、派遣職員への業務指導や業務統一化を進めました。給付事務に関しては順調に進み、職員の負担軽減となった一方で、認定事務に関しては、事前調査等の見込み誤り等により、体制の見直しが必要となっています。</p> <p>教育・保育の質の向上については、区役所指導保育士の施設訪問や連携拠点園を中心とした域内施設職員の交流の場の設定に取組み、域内のネットワーク形成が進みました。今後は、不適切保育防止や園評価取組み充実のための研修機会を増やすとともに、保育現場と保育行政が互いに協力して、保育の質の確保・向上に努める体制づくりを図っていきます。</p> <p>保育料の収納事務については、同一の保育サービスの提供を受けている市民間の公平性の観点から、滞納者に対して児童手当からの申出徴収を勧奨するとともに、接触機会の減少による感染症対策等のため、スマートフォン決済やコンビニエンスストアでの納付ができる体制を取り、市民の利便性の向上を図りました。</p>